

平成27年度東京都税制調査会

第4回 小委員会

〔都政等における地方税制度の

喫緊の課題に関する資料〕

平成27年9月24日

目 次

資 料 名	資料番号	頁
地方法人課税の意義（地方法人課税の分割基準）		
法人事業税・法人住民税の概要	1	1
法人事業税・法人住民税の分割基準の概要	2	2
法人事業税の分割基準の主な改正経緯と都への影響額	3	3
法人事業税の分割基準【製造業の場合】	4	4
法人事業税の分割基準【非製造業の場合】	5	5
法人住民税の分割基準	6	6
法人事業税における分割法人の割合	7	7
法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等	8	8
地方法人課税の意義（企業版ふるさと納税）		
ふるさと納税（個人住民税の寄附金控除）の概要	9	9
地方創生応援税制の創設（「企業版ふるさと納税」）	10	10
地方法人課税の意義（地方法人課税の偏在是正措置）		
地方法人特別税の概要	11	11
地方法人税の概要	12	12
不合理な偏在是正措置の都への影響	13	13
その他（所得課税の課題）		
再分配効果の国際比較	14	14
個人住民税の概要	15	15
所得税の概要	16	16
個人住民税、所得税の税率構造	17	17
所得控除の概要	18	18
諸外国における「給付付き税額控除」等	19	19

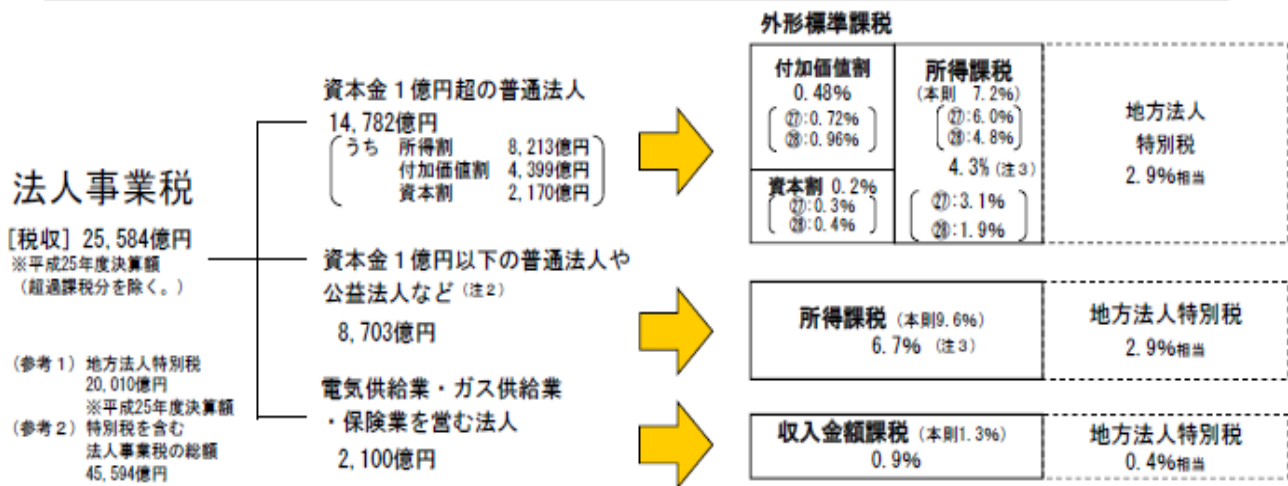
目 次

資 料 名	資料番号	頁
その他（地方の自主財源の拡充）		
国と地方の税財源配分	20	20
税率の種類	21	21
全国の超過課税実施状況	22	22
全国の法定外税実施状況	23	23
法定外税導入の時期 法定外税の件数及び税収額の推移	24	24
宿泊税の概要 宿泊税の都税収入額の推移	25	25

法人事業税・法人住民税の概要

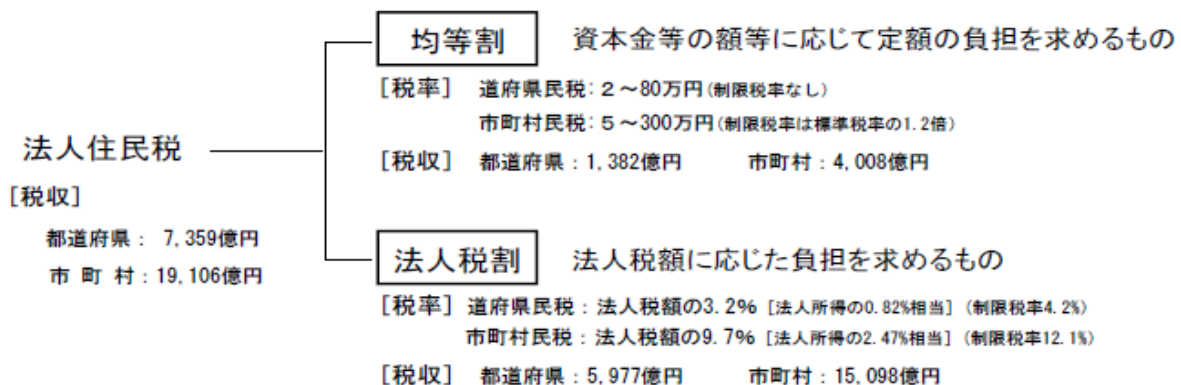
○法人事業税の概要

- 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づき課税されるもの。（注）法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。
- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。
- 消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設。（平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用。平成26年10月1日以後に開始する事業年度からは地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元。）



○法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。



- 注1 総務省「第23回地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年4月23日)資料より作成。
- 2 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については4.6%の税率が適用される(本則6.6%)。
- 3 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。
- 4 税収は、平成25年度決算額(超過課税を含まない)。
- 5 税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率であり、[]内の㉗については平成27年4月1日以後開始する事業年度から、㉘については平成28年4月1日以後開始する事業年度から適用される税率である。
- 6 制限税率は標準税率の1.2倍。

法人事業税・法人住民税の分割基準の概要

○ 法人事業税・法人住民税の分割基準とは

- 法人二税は、事務所又は事業所(以下、「事務所等」という。)を有する法人に、その事務所等が所在する地方団体が課税。
- 法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要。



「分割基準」= 課税標準を事務所等の所在する地方団体に分割する基準

○ 法人事業税・法人住民税の分割基準(現行)

	事業		課税方式	分割基準
法人事業税	非製造業	保険業	収入割	課税標準の1/2 : 事務所等の数
		その他	所得割 付加価値割 資本割 (※)	課税標準の1/2 : 従業者の数
	製造業	従業者の数 (資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)		
	鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル数		
	倉庫業	事務所等の固定資産の価額		
	ガス供給業	収入割	課税標準の3/4 : 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額	
電気供給業	課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額 <昭和57年改正時の経過措置あり>			
法人住民税 (法人税割)				従業者の数

※ 資本金1億円超の外形標準課税対象法人の場合

- ・ 「事務所又は事業所」とは、「事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所」とされている。
- ・ 法人事業税及び法人住民税の分割基準に用いられる「従業者の数」の従業者とは、「事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者」とされている。

注 総務省「第23回地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年4月23日)資料より作成。

法人事業税の分割基準の主な改正経緯と都への影響額

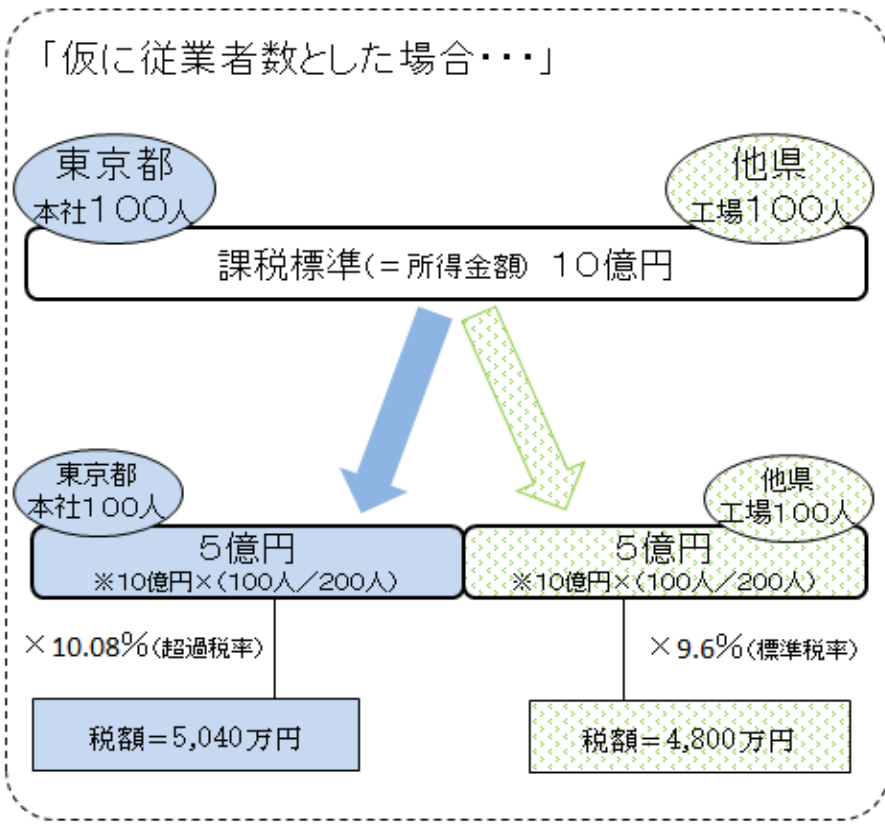
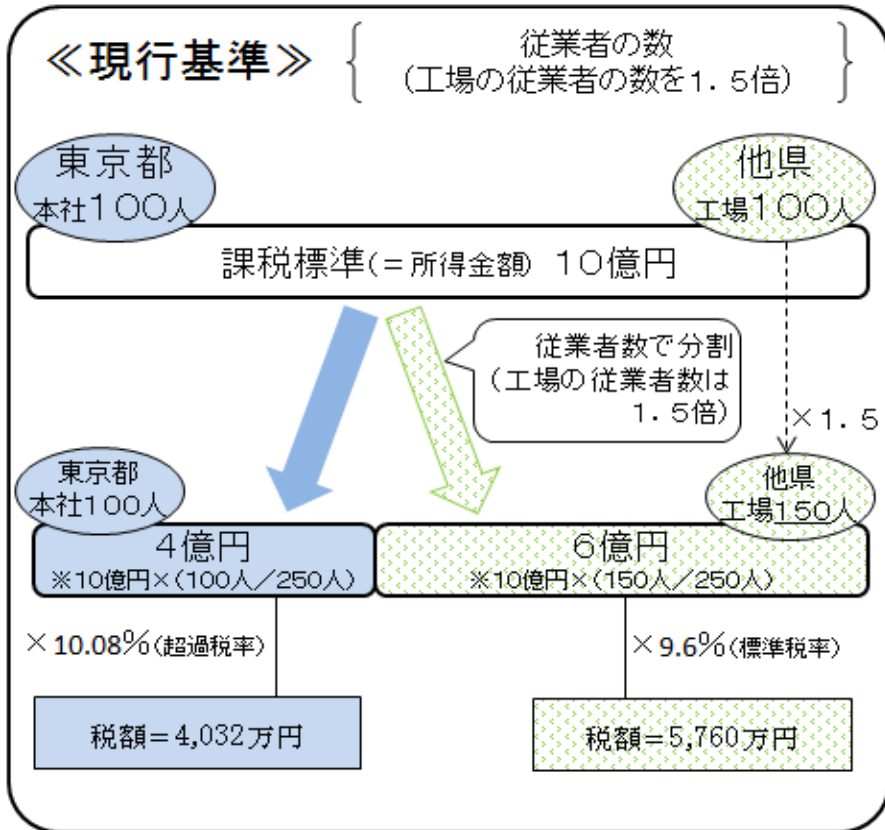
	昭和26年度 (制度創設)	昭和29年度	昭和37年度	昭和42年度	昭和45年度	昭和47年度	昭和57年度	平成元年度	平成17年度	
非製造業	従業者の数	1/2を事務所等の数 他の1/2を従業者の数	資本金1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2	各月の延従業者の数を 期末現在の従業者の数とした	資本金が1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2			証券業が追加された	1/2を事務所等の数 1/2を従業者の数	
銀行業 保険業 証券業									※本社管理部門の従業者数1/2措置は廃止	
製造業									本社管理部門の従業者数1/2措置は廃止	
鉄道業 軌道業	1/2を固定資産の価額	軌道の延長キロメートル数								
ガス供給業 倉庫業									固定資産の価額	
電気供給業										他の1/2を従業者の数
都の影響額 (改正当時)			△30億円		△50億円			△385億円	△1,100億円	

注1 総務省「第23回地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年4月23日)資料より作成。

2 都の影響額は、改正当時に東京都主税局が試算した額である。

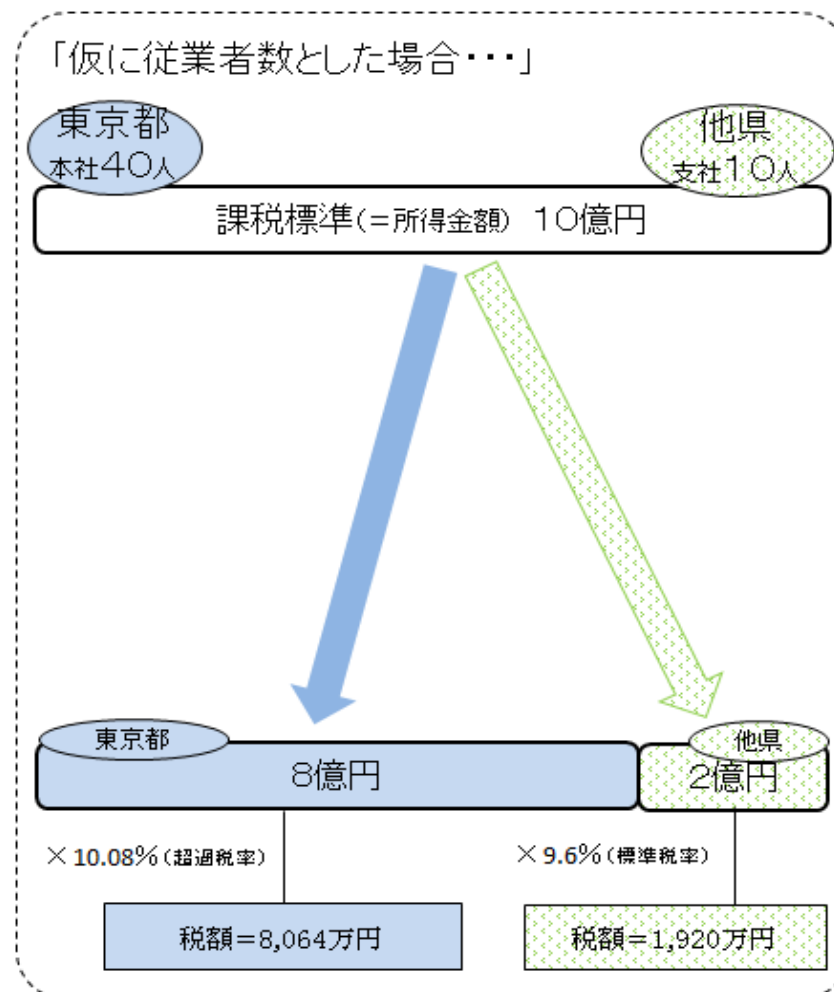
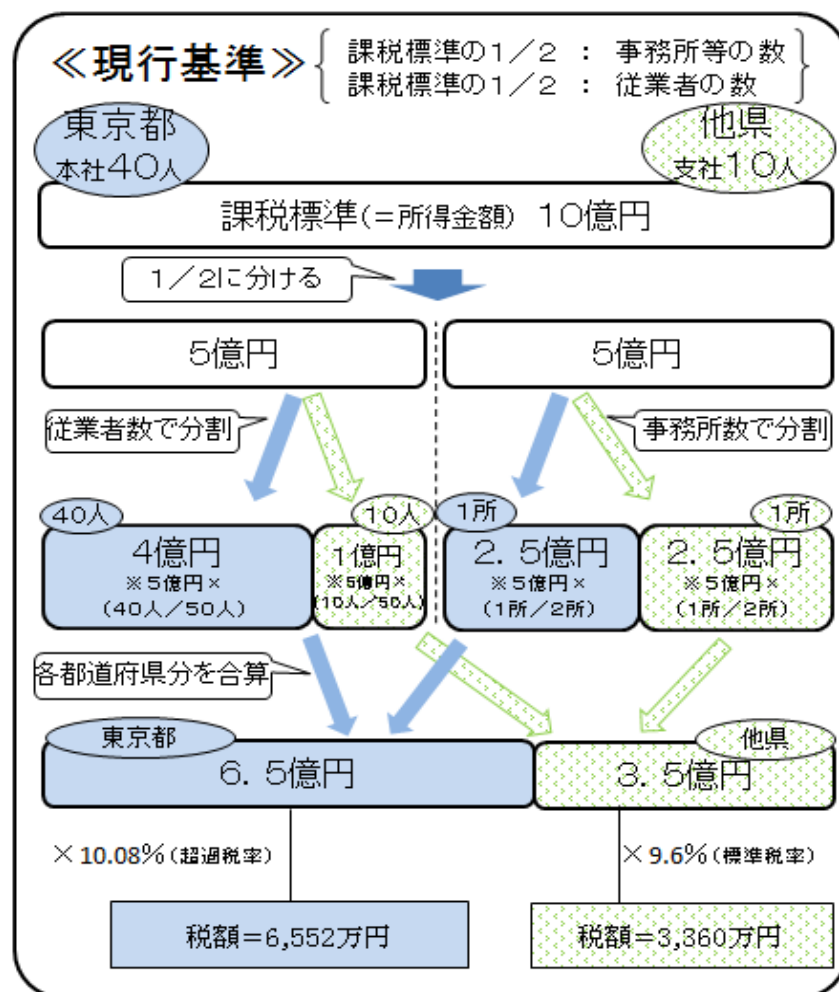
法人事業税の分割基準【製造業の場合】

資料4



注1 東京都主税局作成。
 2 所得を課税標準とする法人(特別法人を除く)の場合で、地方法人特別税を含む。

法人事業税の分割基準【非製造業の場合】

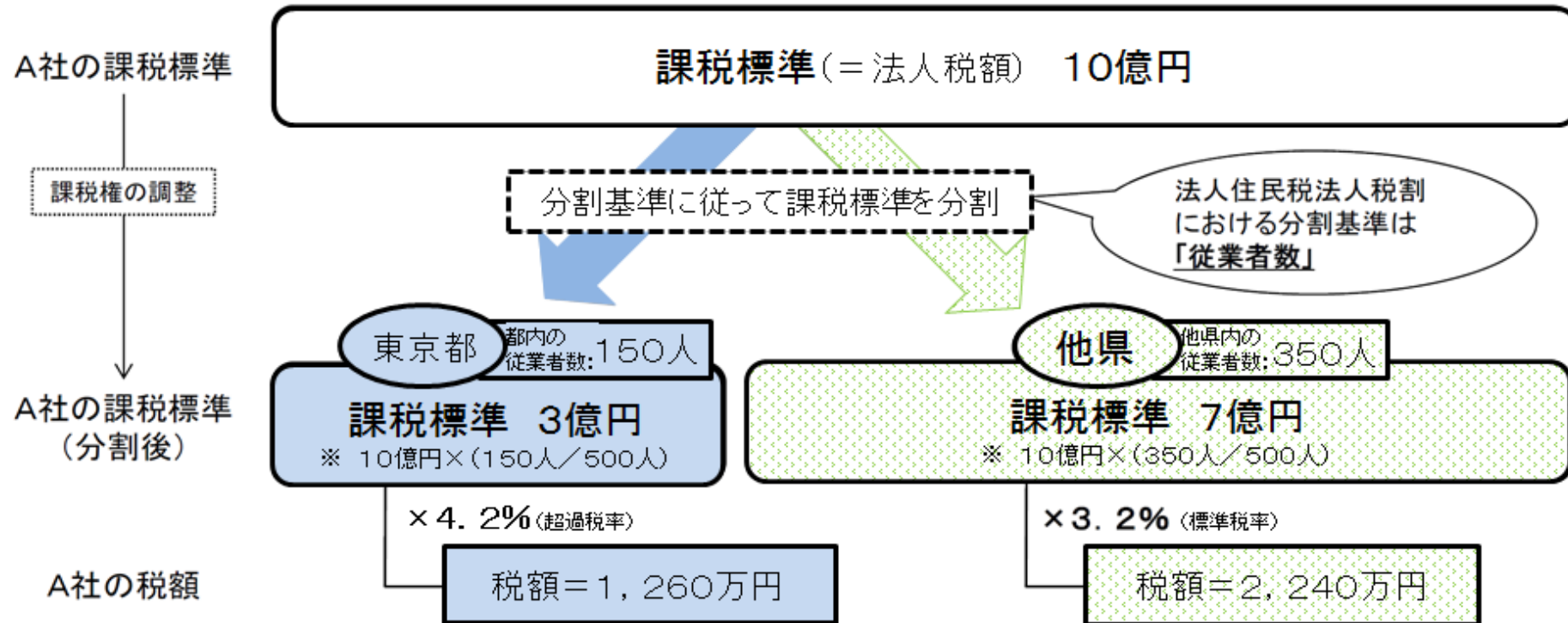


注1 東京都主税局作成。

2 所得を課税標準とする法人(特別法人を除く)の場合、地方法人特別税を含む。

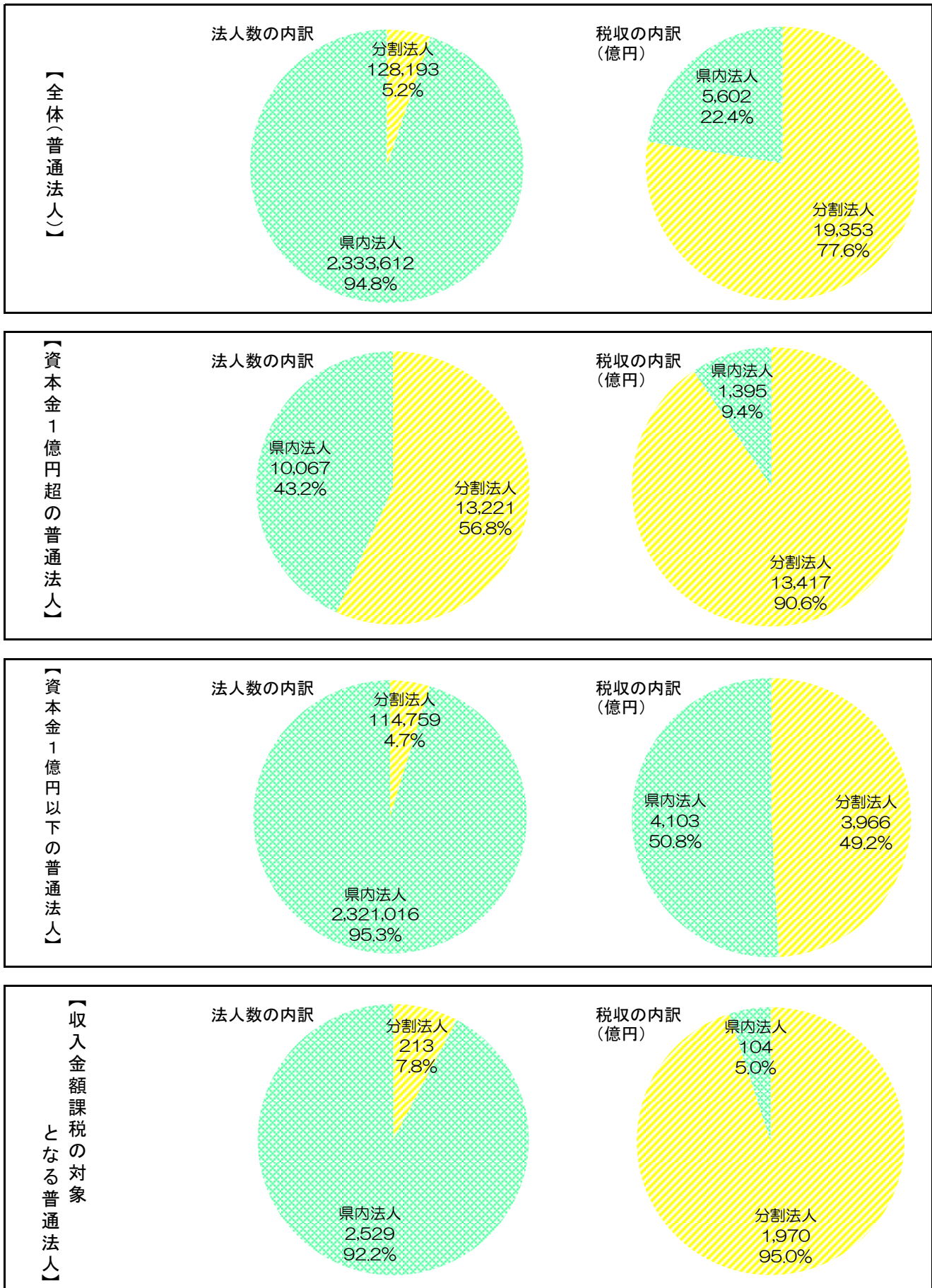
法人住民税の分割基準

(例) 法人道府県民税法人税割における分割基準のイメージ(法人税額が10億円のA社の場合)



注 東京都主税局作成。

法人事業税における分割法人の割合



注1 総務省「第23回地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年4月23日)資料より作成。

2 税収は、平成25.年度課税状況調べにおける調定額ベース。超過課税実施団体については、決算額に占める超過課税分の割合を踏まえ、超過課税相当分を割り落としたもの。

法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等

○ 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大する。

改正前 1/4 → ㉗ 3/8 → ㉘ 4/8 (所得割:外形課税=1:1)

○ 付加価値割と資本割の比率は、現行通り2:1とする。

付加価値割 改正前 0.48% → ㉗ 0.72% → ㉘ 0.96%

資本割 改正前 0.2% → ㉗ 0.3% → ㉘ 0.4%

所得割 改正前 7.2% → ㉗ 6.0% → ㉘ 4.8% (※)

(参考:法人税率 改正前 25.5% → ㉗ 以降 23.9%)

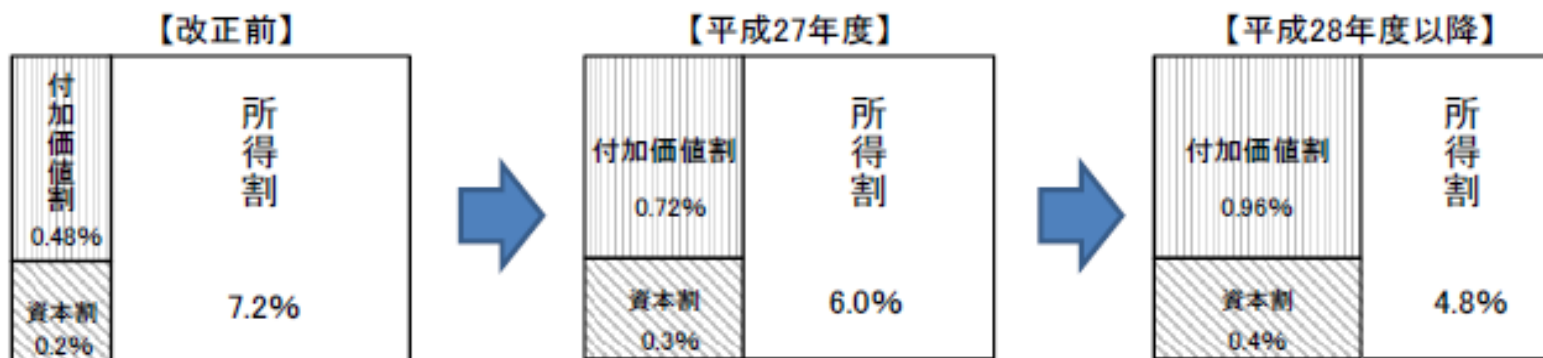
法人実効税率 34.62% → ㉗ 32.11% → ㉘ 31.33%

(▲2.51%) (▲3.29%)

(※)施行時期

㉗:平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に開始する事業年度に適用

㉘:平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用



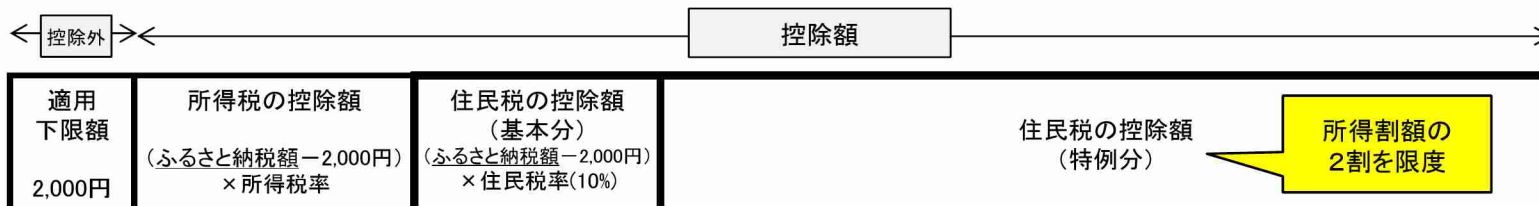
注1 総務省「第24回地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年5月26日)資料より抜粋。

2 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。
また、所得割の税率には地方法人特別税を含む。

ふるさと納税(個人住民税の寄附金控除)の概要

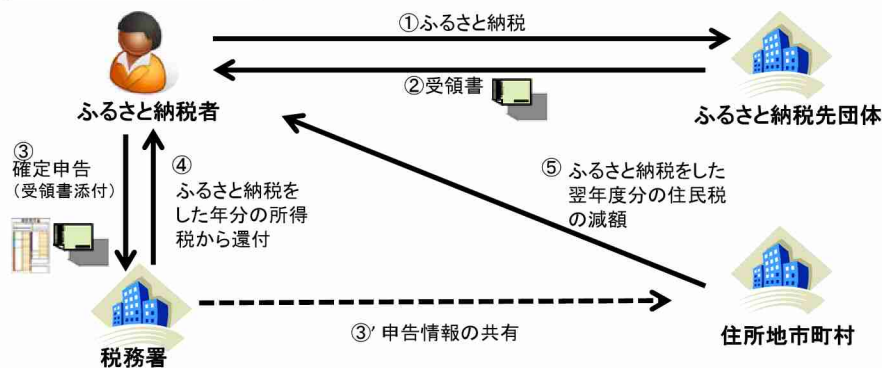
制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。)



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。
(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)
- 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

手続(原則)



※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

導入以降の実績

	人数	寄附金額	税額控除額
平成21年度 (ふるさと納税導入)	3万人	73億円	19億円
平成22年度	3万人	66億円	18億円
平成23年度	3万人	67億円	20億円
平成24年度	74万人	649億円	210億円
平成25年度	11万人	130億円	45億円
平成26年度	13万人	142億円	61億円
合計	108万人	1,126億円	373億円

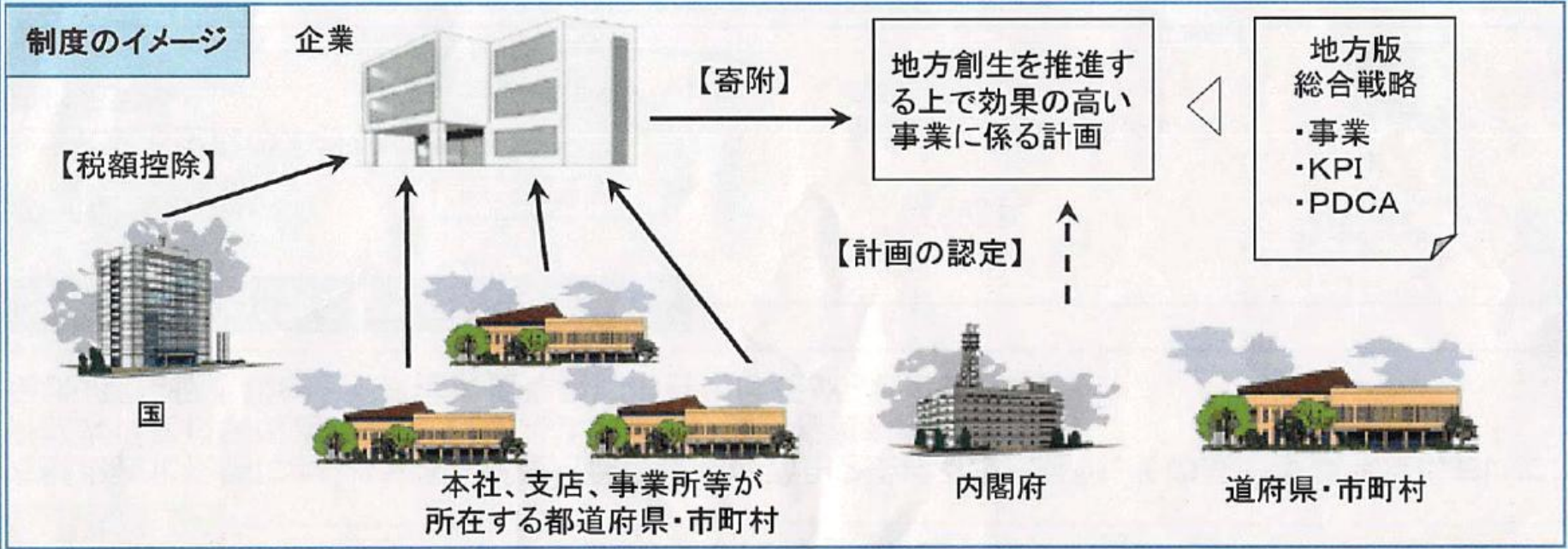
注 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」より抜粋。

地方創生応援税制の創設（「企業版ふるさと納税」）

地方公共団体(※1)が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ(※2)、地方創生に取り組む地方を応援する。

(効果)

- ・ 企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進
- ・ 地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進
- ・ 本社機能の移転促進税制の補完



※1 東京都及び特別区など財政力の高い地方公共団体や、主たる事務所が立地する地方公共団体への寄附は対象外とすることを検討。

※2 企業の寄附の趣旨に鑑み、寄附金の全額を税額控除するのではなく、一定部分は企業負担とする。

注 まち・ひと・しごと創生本部事務局、地方創生推進室「平成28年度 地方創生関連予算概算要求・税制改正要望」より抜粋。

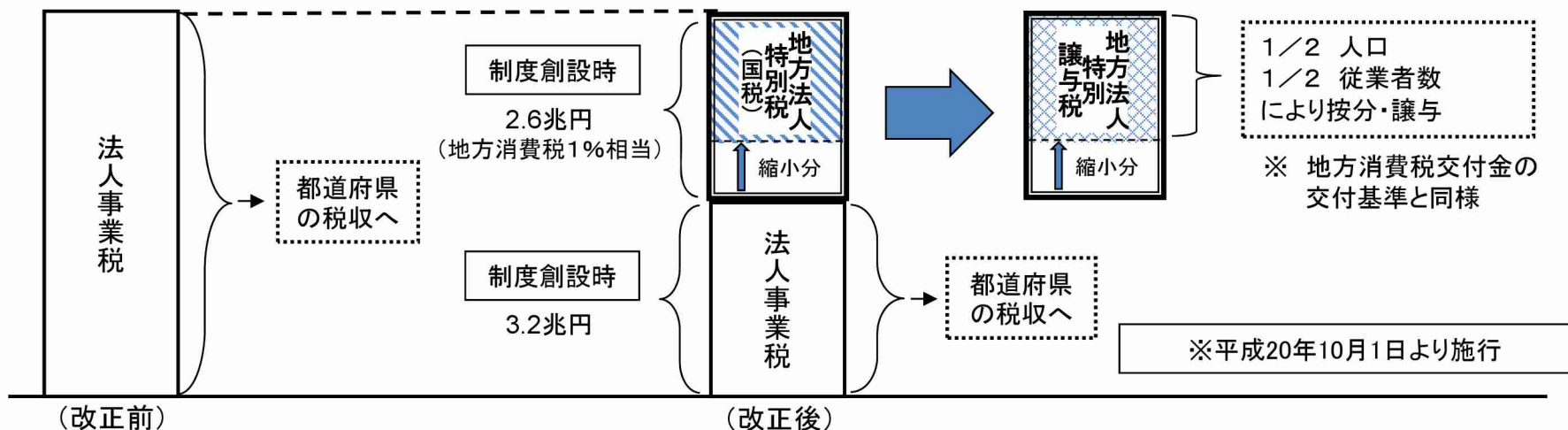
地方法人特別税の概要

地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

➡ (平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元)

※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。



(単位: 億円)

	制度創設時の想定	H25実績	H26実績 (見込)	H27地財
地方消費税1%相当額	26,000	26,496	24,830	26,413
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	19,803	23,879	21,234
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲2,529	▲3,318	▲3,334
東京都	▲3,197	▲1,906	▲1,859	▲2,172
愛知県	▲414	▲275	▲1,172	▲1,006
大阪府	▲265	▲221	▲122	▲65

税源の偏在是正の観点から、
制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

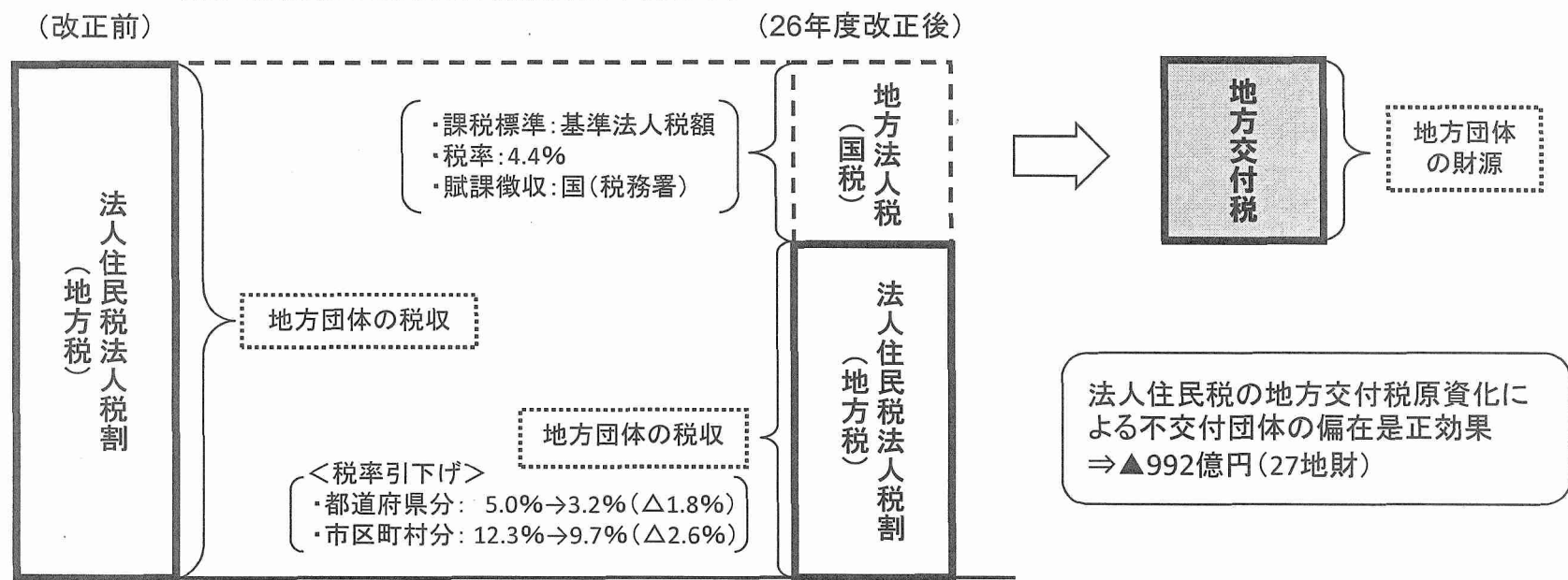
注 総務省「第24回地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年5月26日)資料より抜粋。

地方法人税の概要

- 消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに合せて、地方法人税(国税)を創設し、税込額を地方交付税原資化。
- 地方法人税の納税義務者は法人税と同様であり、法人税額(所得税額控除等の適用前)に対し4.4%の付加税。
※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

(参考) 27年度税込額：地方法人税0.5兆円 法人住民税法人税割2.2兆円 (※27年度税込額は26年度改正の影響が平年度化していない)

<法人住民税の地方交付税原資化の仕組み>

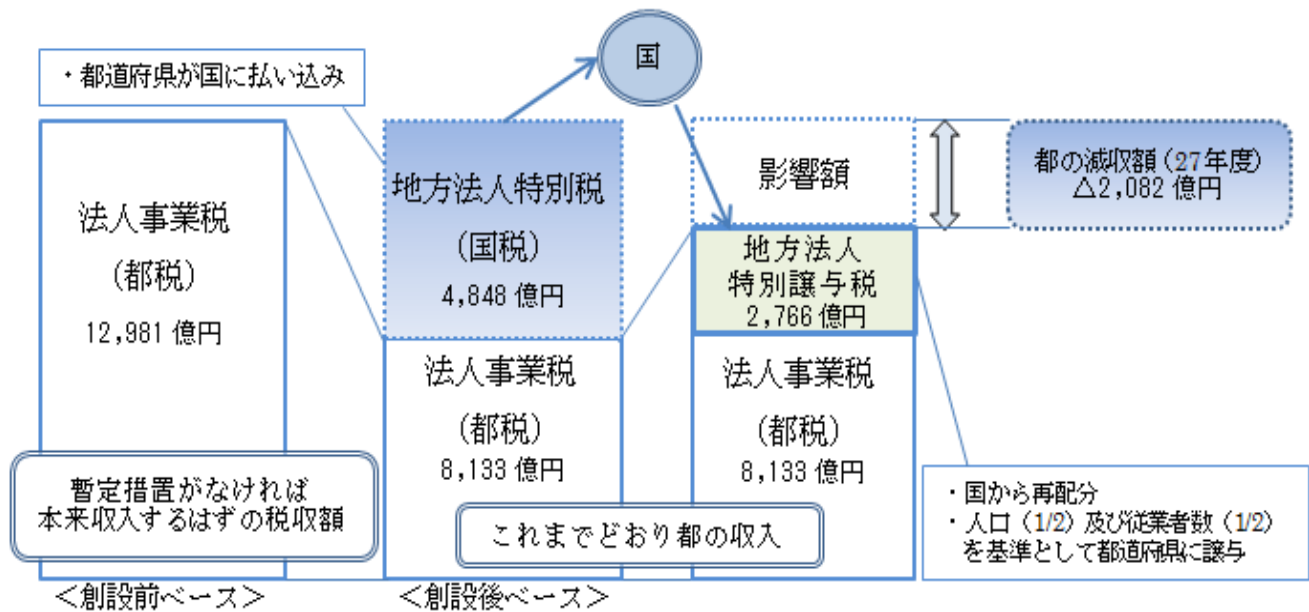


(参考)

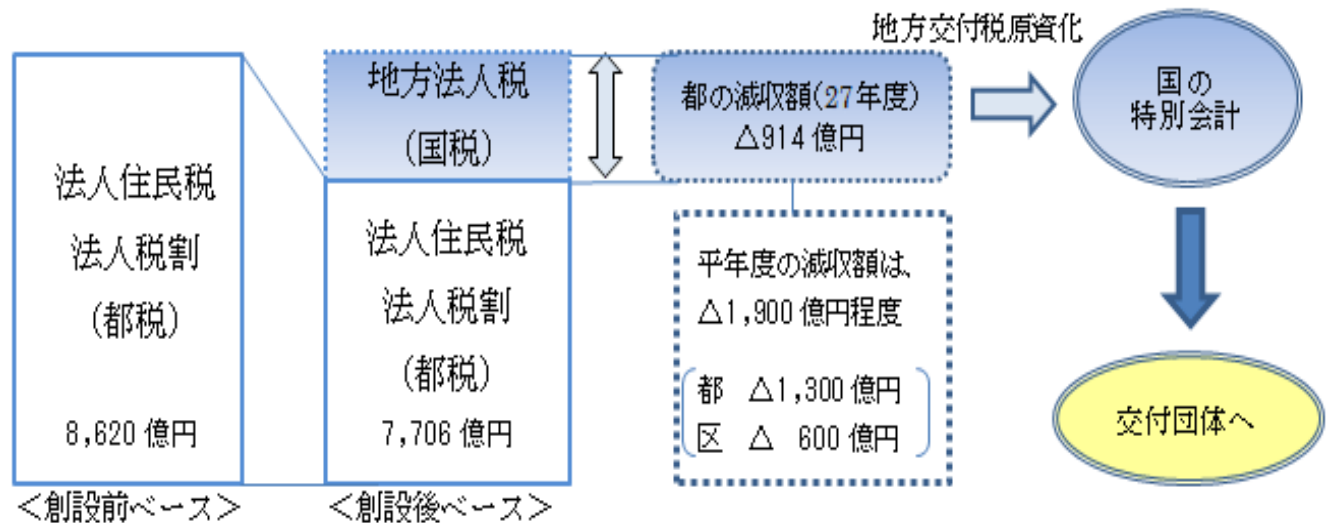
- 平成26年度与党税制改正大綱 平成25年12月12日(抄)
 - ・地方法人課税の偏在是正
消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。
- 平成27年度与党税制改正大綱 平成26年12月30日(抄)
 - ・地方法人課税の偏在是正
平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

不合理な偏在是正措置の都への影響

○法人事業税の暫定措置の仕組み



○地方法人税の仕組み



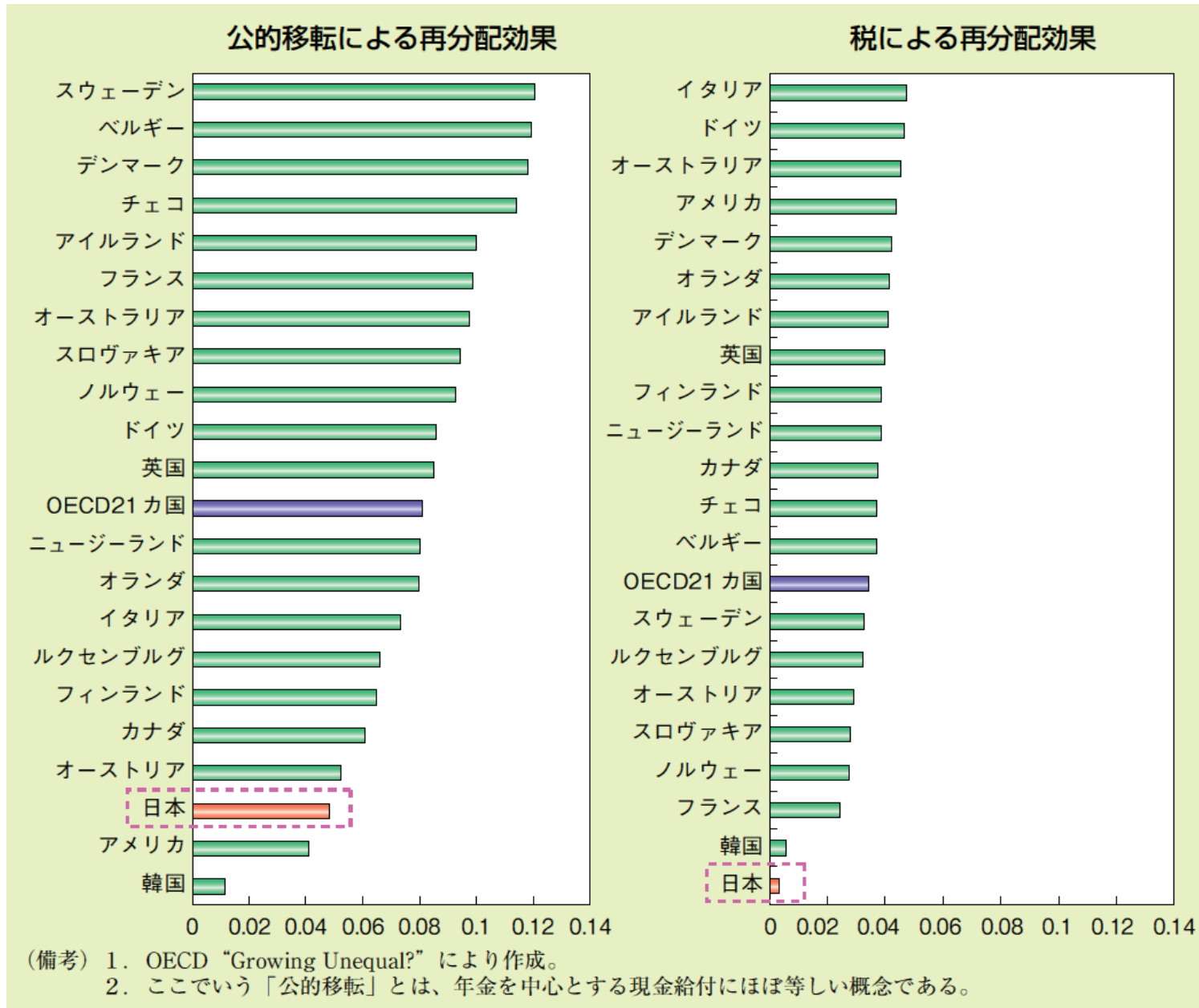
【地方消費税の増収と地方法人税の影響額】 ※27年度当初予算を基礎とした平年度ベースで試算	
8%引上げ段階における都の増収額	1,300 億円(市町村交付金分は除く)
地方法人税導入による都の減収額	$\Delta 1,300$ 億円(特別区財政調整交付金の影響分は除く)
地方消費税引上げによる実質的な影響額	$\Delta 0$ 億円

注1 東京都財務局「平成27年度(2015年度)東京都予算の概要」より抜粋。

2 金額は平成27年度当初予算ベース。

再分配効果の国際比較

資料14



注1 「平成21年度年次経済財政報告」（内閣府）より抜粋。
 注2 表の数値は、「集中度係数」の数値である。「集中度係数」は、ジニ係数と同様の方法で算出されるが、個人の稼得所得ではなく、世帯の等価可処分所得を基に所得区分を分けている点が異なる。なお、所得等の用語の定義は“Growing Unequal?” (OECD)に基づく。

項目	内容																									
趣旨等	<p>○ 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。</p> <p>○ 個人住民税は、住所を有し、かつ一定の所得を有する個人に、その者が住む市区町村(都道府県)が負担を求めるもの。</p> <p>個人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> — 所得割 納税義務者の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの — 均等割 一定の所得を有する者に定額の負担を求めるもの 																									
課税主体	○ 賦課期日(1月1日)現在の住所地の市(区)町村及び都道府県																									
納税義務者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">所得割</th> <th style="width: 15%;">均等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 1月1日現在、市区町村・都道府県内に住所を有する個人</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>② 1月1日現在、市区町村・都道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人(①に該当する者を除く)</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">○ … 課税対象 × … 課税対象外</p>	区 分	所得割	均等割	① 1月1日現在、市区町村・都道府県内に住所を有する個人	○	○	② 1月1日現在、市区町村・都道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人(①に該当する者を除く)	×	○																
区 分	所得割	均等割																								
① 1月1日現在、市区町村・都道府県内に住所を有する個人	○	○																								
② 1月1日現在、市区町村・都道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人(①に該当する者を除く)	×	○																								
課税方式	○ 賦課課税方式(市町村が税額を計算、確定)																									
課税標準	○ (所得割)前年中の所得金額																									
税率	<p>(1) 所得割</p> <p><総合課税分></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">標準税率</th> </tr> <tr> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一律</td> <td style="text-align: center;">4%</td> <td style="text-align: center;">6%</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> </tbody> </table> <p><分離課税分></p> <p>(例) 課税長期譲渡所得金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一律</td> <td style="text-align: center;">2%</td> <td style="text-align: center;">3%</td> <td style="text-align: center;">5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 均等割</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td style="text-align: center;">1,000 円</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td style="text-align: center;">3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 個人住民税均等割税率の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容 均等割 年1,000円引上げ(都道府県分 500円、市町村分 500円) ○ 期間 平成26年度から平成35年度までの10年間 		標準税率			都道府県	市町村	合計	一律	4%	6%	10%		都道府県	市町村	合計	一律	2%	3%	5%		標準税率(年額)	都道府県	1,000 円	市町村	3,000 円
	標準税率																									
	都道府県	市町村	合計																							
一律	4%	6%	10%																							
	都道府県	市町村	合計																							
一律	2%	3%	5%																							
	標準税率(年額)																									
都道府県	1,000 円																									
市町村	3,000 円																									

注 総務省ホームページ等より作成。

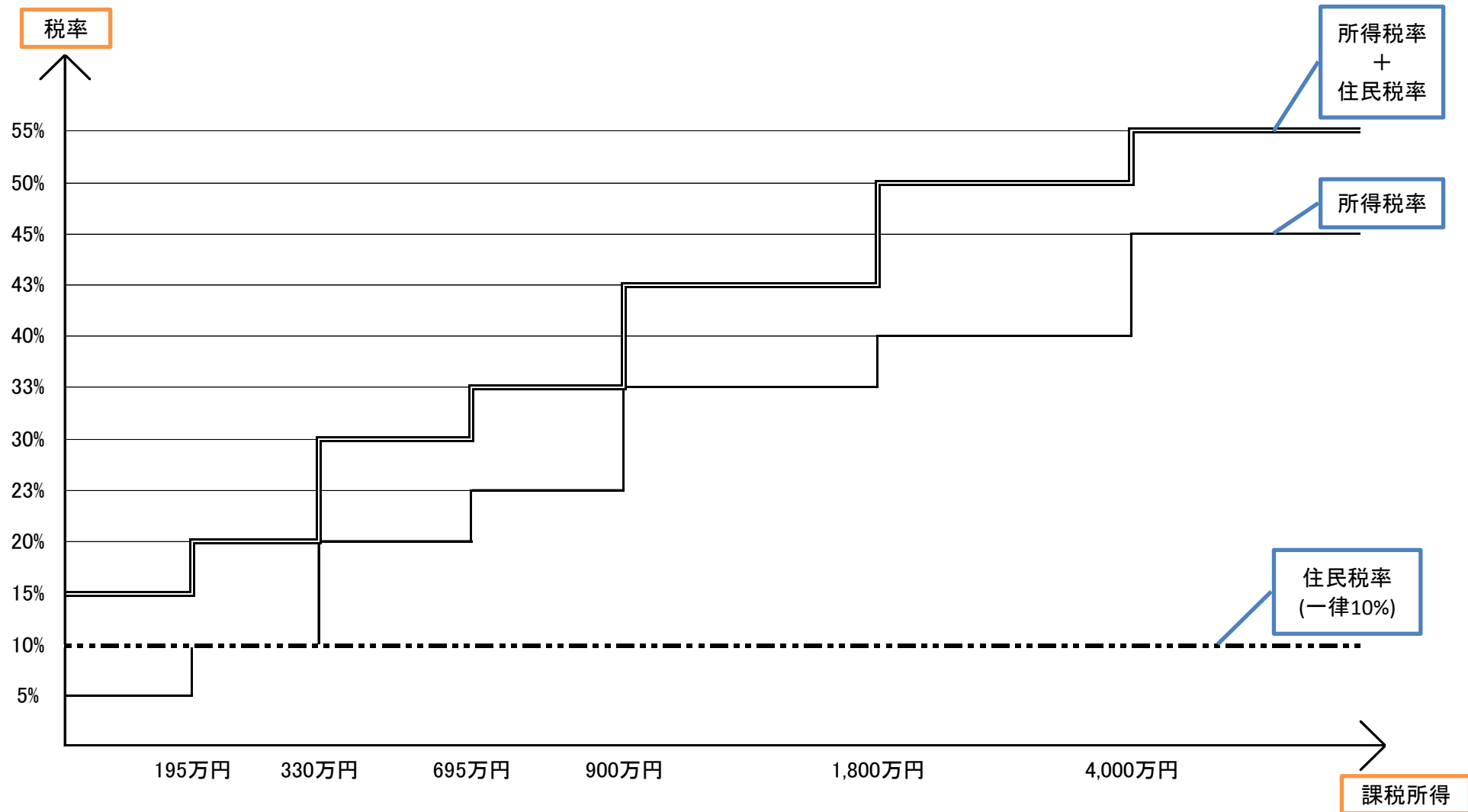
所得税の概要

項目	内容																								
趣旨等	○ 個人の1年間(暦年)の所得に応じて課される税																								
課税主体	○ 国																								
納税義務者	○ 日本国内に住所がある個人で、所得のあった者 ○ 日本国内に住所がないが、国内で生じた所得のあった者 など																								
課税方式	○ 申告納税方式 (納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定)																								
課税標準	○ 所得金額(現年)																								
税率	<p><総合課税分></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税される所得金額</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195万円以下</td> <td>5%</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>195万円を超え、330万円以下</td> <td>10%</td> <td>97,500円</td> </tr> <tr> <td>330万円を超え、695万円以下</td> <td>20%</td> <td>427,500円</td> </tr> <tr> <td>695万円を超え、900万円以下</td> <td>23%</td> <td>636,000円</td> </tr> <tr> <td>900万円を超え、1,800万円以下</td> <td>33%</td> <td>1,536,000円</td> </tr> <tr> <td>1,800万円を超え、4,000万円以下</td> <td>40%</td> <td>2,796,000円</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>45%</td> <td>4,796,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><分離課税分> (例) 課税長期譲渡所得金額 一律 15%</p>	課税される所得金額	税率	控除額	195万円以下	5%	0円	195万円を超え、330万円以下	10%	97,500円	330万円を超え、695万円以下	20%	427,500円	695万円を超え、900万円以下	23%	636,000円	900万円を超え、1,800万円以下	33%	1,536,000円	1,800万円を超え、4,000万円以下	40%	2,796,000円	4,000万円超	45%	4,796,000円
課税される所得金額	税率	控除額																							
195万円以下	5%	0円																							
195万円を超え、330万円以下	10%	97,500円																							
330万円を超え、695万円以下	20%	427,500円																							
695万円を超え、900万円以下	23%	636,000円																							
900万円を超え、1,800万円以下	33%	1,536,000円																							
1,800万円を超え、4,000万円以下	40%	2,796,000円																							
4,000万円超	45%	4,796,000円																							
復興特別 所得税	<p>○ 納税義務者 … 所得税を納める義務のある者</p> <p>○ 基準所得税額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基準所得税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">居住者</td> <td>非永住者以外の居住者</td> <td>全ての所得に対する所得税額</td> </tr> <tr> <td>非永住者</td> <td>国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非居住者</td> <td>国内源泉所得に対する所得税額</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 税額の計算</p> <table border="1"> <tr> <td>復興特別所得税額</td> <td>=</td> <td>基準所得税額</td> <td>×</td> <td>2.1%</td> </tr> </table> <p>○ 期間 … 平成25年から平成49年までの25年間</p>	区分		基準所得税額	居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額	非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額	非居住者		国内源泉所得に対する所得税額	復興特別所得税額	=	基準所得税額	×	2.1%								
区分		基準所得税額																							
居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額																							
	非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額																							
非居住者		国内源泉所得に対する所得税額																							
復興特別所得税額	=	基準所得税額	×	2.1%																					

注 総務省、国税庁ホームページ等より作成。

個人住民税、所得税の税率構造

資料17



注 財務省ホームページより作成。

所得控除の概要

資料18

種類	控除額		対象	備考		
	所得税	個人住民税				
基礎的な 人的控除	基礎控除	38万円	33万円	・本人		
	配偶者控除			・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者を有する者		
		控除対象配偶者	38万円	33万円	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	
		老人控除対象配偶者	48万円	38万円	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	
	配偶者特別控除	最高38万円	最高33万円	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円超76万円未満である配偶者を有し、本人の年間所得が1,000万円以下である者		
	扶養控除			・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等を有する者		
		一般の扶養親族	38万円	33万円	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	
特定扶養親族		63万円	45万円	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者		
	老人扶養親族	48万円	38万円	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	同居老親等加算あり	
特別な 人的控除	障害者控除		27万円	26万円	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者または扶養親族を有する者	
		(特別障害者控除)	40万円	30万円	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族を有する者	
		(同居特別障害者控除)	75万円	53万円	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	
	寡婦控除	27万円	26万円	・夫と死別した者で、かつ年間所得が500万円以下である者 ・夫と死別または離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	特別寡婦加算あり	
	寡夫控除	27万円	26万円	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有し、かつ、年間所得が500万円以下である者		
	勤労学生控除	27万円	26万円	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等で、年間所得が65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下である者		
その他 控除	雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額+災害関連支出の金額) - 年間所得金額 × 10% ②災害関連支出の金額 - 5万円		・住宅家財等について災害、盗難、横領による損失を生じた場合 ・災害関連支出の金額がある場合		
	医療費控除	(支払った医療費の額) - (年間所得金額) × 5% ※10万円超の際は10万円		・納税者又は納税者と生計を一にする配偶者等の医療費を支払った場合	控除限度額は200万円	
	社会保険料控除	支払った社会保険料の額		・社会保険料を支払った場合		
	小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の額		・小規模企業共済掛金等を支払った場合		
	生命保険料控除	最高各4万円	最高各2.8万円	・一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合		
	地震保険料控除	最高5万円	最高2.5万円	・地震保険料を支払った場合		
	寄附金控除	次のいずれか低い方の金額 ①特定寄附金の合計 ②年間所得金額 × 40%	-2千円	税額控除あり	・特定寄附金を支出した場合	所得税は税額控除と選択可能

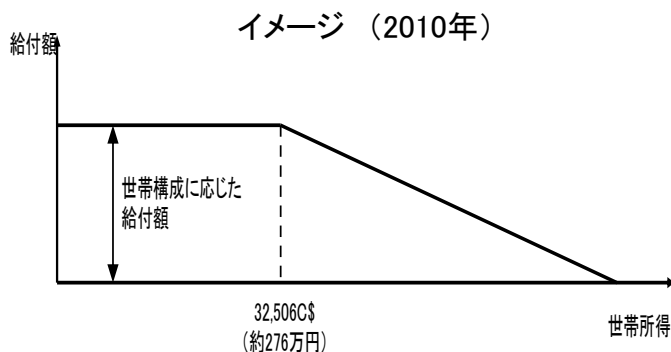
注1 財務省ホームページ等より作成。

2 本表の所得控除は、平成25年分の所得税及び平成26年度分の個人住民税に適用されるものである。

諸外国における「給付付き税額控除」等

類型1 消費課税の逆進性緩和

GSTクレジット (Goods and Services Tax Credit) (カナダ)



<意義>

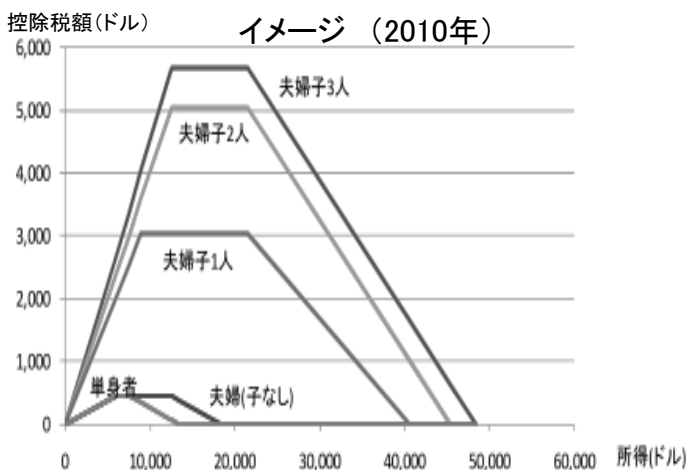
- ・低中所得世帯の付加価値税負担の軽減を目的とした直接給付制度

<概要>

- ・給付額と実際の付加価値税負担額とは連動しない
- ・一世帯当たりの平均給付額・・・325 C \$
- ・給付額の支給総額は、付加価値税収の約12%

類型2 就労促進

勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) (アメリカ)



<意義>

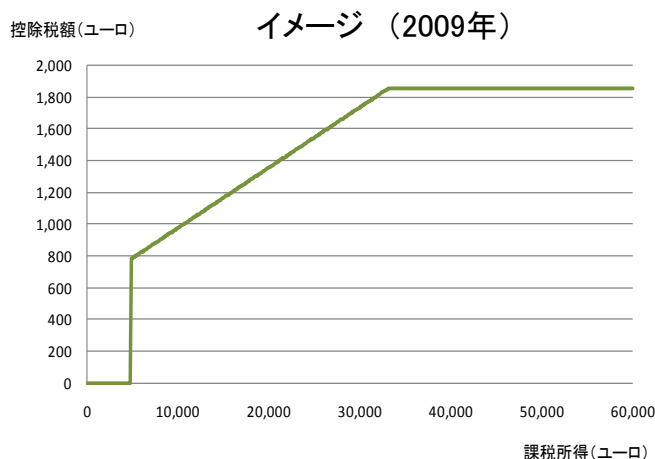
- ・福祉サービス受給者の就労を促す
- ・低中所得世帯の就労が拡大した場合の社会保障税の負担を軽減

<概要>

- ・控除額が所得税額を上回る場合、超過分を現金給付
- ・夫婦子2人の場合、最大5,036ドルを税額控除
- ・低中所得世帯の就労促進を目的とすることから、逡増・逡減段階を設定

類型3 子育て支援

所得依存複合税額控除 (Income Dependent Combination Credit) (オランダ)



<意義>

- ・児童を扶養する低所得者の負担の軽減
- ・女性の就労促進

<概要>

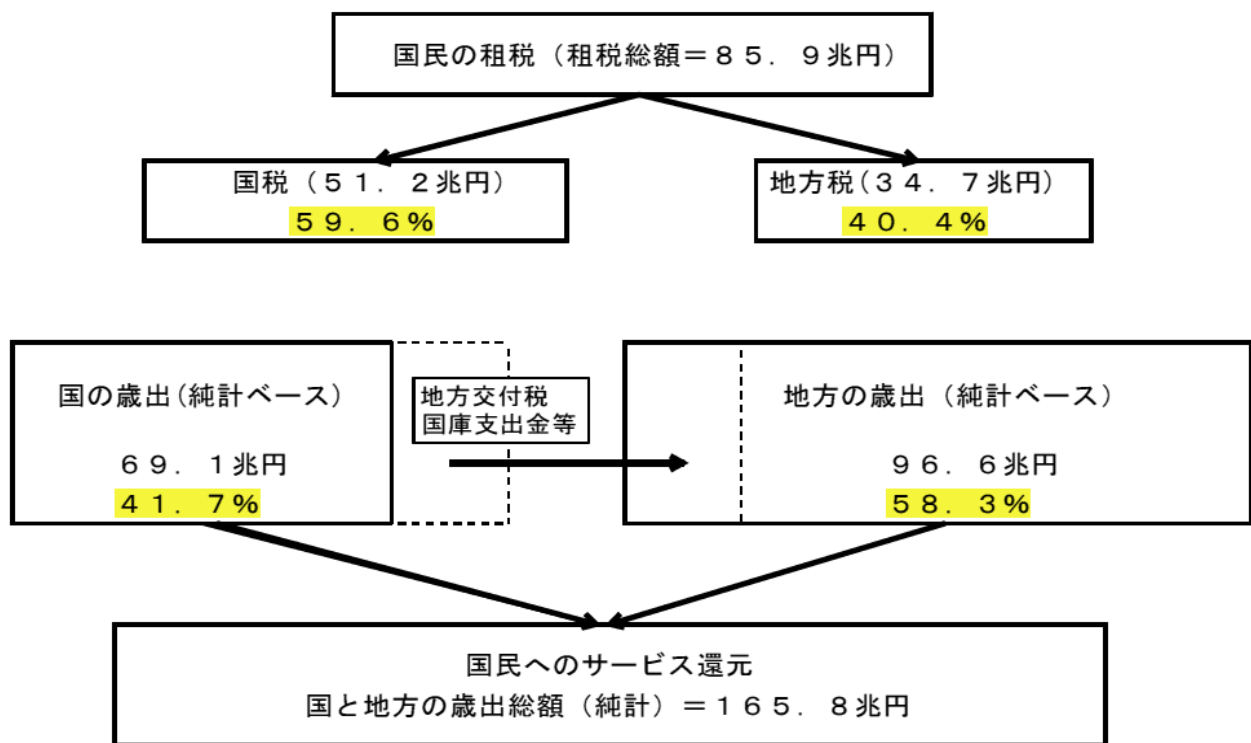
- ・税額控除額が所得税額を上回った場合、社会保険料と相殺
- ・就労促進及び就労時間の延長を目的として、逡増段階を設定
- ・最大1,859ユーロを税額控除
- ・12歳以下の子どもを扶養し、課税所得が4,706ユーロ超の片親か所得の低い配偶者に適用

注1 東京都主税局委託調査報告「給付付き税額控除に関する調査」(三菱総合研究所)より作成。

注2 1 C \$ = 約85円、1ドル = 約88円、1ユーロ = 約116円。(三菱東京UFJ銀行、2010年平均為替レートより)

国と地方の税財源配分

○ 国・地方間の財源配分(平成25年度)



注 総務省ホームページ「地方財政関係資料」より作成。

○ 国・地方の税源配分の推移

年度	租税総額	国税	地方税
平成22年度	78.0兆円	42.3兆円 〔54.2%〕	35.7兆円 〔45.8%〕
平成23年度	79.3兆円	43.6兆円 〔55.0%〕	35.7兆円 〔45.0%〕
平成24年度	81.5兆円	45.4兆円 〔55.7%〕	36.1兆円 〔44.3%〕
平成25年度	84.4兆円	47.5兆円 〔56.3%〕	36.9兆円 〔43.7%〕
平成26年度	89.3兆円	51.5兆円 〔57.6%〕	37.8兆円 〔42.4%〕
平成27年度	96.5兆円	56.0兆円 〔58.1%〕	40.4兆円 〔41.9%〕

注1 総務省ホームページ「地方財政関係資料」、「地方財政要覧」((一財)地方財務協会)、財務省ホームページ「予算・決算」等により作成。

注2 国税には特別会計計上分及び日本専売公社納付金を含み、平成24年度までは決算額、平成25年度は実績見込額、平成26年度以降は当初予算額である。地方税は、平成24年度までは決算額、平成25年度は実績見込額、平成26年度は地方財政計画額に計画外税収入見込み額を加えた額、平成27年度は地方財政計画額である。

注3 地方税には地方法人特別譲与税を加算し、国税からは地方法人特別税の額を控除している。

税率の種類

○ 現行地方税法の法定税の税率の種類を分類すると以下のとおり

種類		概要	税目		
			道府県税	市町村税	
一定税率		地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。	道府県民税（利子割） 道府県民税（配当割） 道府県民税（株式等譲渡所得割） 地方消費税 道府県たばこ税	自動車取得税 軽油引取税 鉱区税 狩猟税	市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税
標準税率	制限税率あり	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率が定められた上で、制限税率が定められている税率。	道府県民税（法人 法人税割） 事業税（個人、法人） ゴルフ場利用税 自動車税		市町村民税（法人 均等割） 市町村民税（法人 法人税割） 軽自動車税 鉱産税
	制限税率なし	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率。	道府県民税（個人 均等割） 道府県民税（個人 所得割） 道府県民税（法人 均等割） 不動産取得税 固定資産税（道府県分）		市町村民税（個人 均等割） 市町村民税（個人 所得割） 固定資産税
任意税率	制限税率あり	地方団体が税率を定めるに当たって、それを超えることができない税率。			都市計画税
	制限税率なし	地方税法において税率を定めず、地方団体に税率設定を委ねている税率。	水利地益税		水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他					入湯税

注 総務省「第9回地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」(平成24年9月5日)資料より抜粋。

全国の超過課税実施状況

ア 超過課税実施団体数（平成26年4月1日現在）

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割

35団体

〔岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

所得割

1団体

〔神奈川県〕

法人均等割

35団体

〔岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

法人税割

46団体

〔静岡県を除く46都道府県〕

<法人事業税>

8団体

〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕

<自動車税>

1団体

〔東京都〕

○ 市町村

<市町村民税>

個人均等割

2団体

〔北海道夕張市、神奈川県横浜市〕

所得割

2団体

〔北海道夕張市、兵庫県豊岡市〕

法人均等割

396団体

法人税割

997団体

<固定資産税>

156団体

〔北海道〕函館市、夕張市、美唄市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、栗山町、浦臼町、滝上町
〔青森県〕鰺ヶ沢町
〔山梨県〕早川町
〔島根県〕松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市
〔徳島県〕徳島市、小松島市、鳴門市
〔香川県〕高松市
〔高知県〕高知市、須崎市

<軽自動車税>

28団体

<鉱産税>

31団体

<入湯税>

2団体

〔三重県桑名市、岡山県美作市〕

イ 超過課税の規模（平成25年度決算）

道府県税(団体数)		
道府県民税	個人均等割	(33団体) 202.3億円
	所得割	(1団体) 27.0億円
	法人均等割	(33団体) 99.8億円
	法人税割	(46団体) 944.7億円
法人事業税		(8団体) 1155.0億円
自動車税		(1団体) 20百万円
道府県税計		2,428.9億円
市町村税(団体数)		
市町村民税	個人均等割	(2団体) 16.3億円
	所得割	(2団体) 0.7億円
	法人均等割	(397団体) 158.6億円
	法人税割	(997団体) 2,309.1億円
固定資産税		(156団体) 338.5億円
軽自動車税		(29団体) 6.9億円
鉱産税		(31団体) 9百万円
入湯税		(2団体) 23百万円
市町村税計		2,830.4億円
超過課税合計		5,259.3億円

※ 地方法人二税の占める割合：88.7%

注 総務省ホームページ「地方税の概要 超過課税の状況」より抜粋。

全国の法定外税実施状況

資料23

(平成26年4月1日現在)

区分		実施団体	
法定外普通税	道府県税 (注3)	核燃料税(注2)	福井、愛媛、佐賀、島根、静岡、 鹿児島、宮城、新潟、北海道、石川
		核燃料物質等取扱税	青森
		核燃料等取扱税	茨城
		石油価格調整税	沖縄
	市町村税	砂利採取税(注4)	山北町
		別荘等所有税	静岡県熱海市
		歴史と文化の環境税	福岡県太宰府市
		使用済核燃料税	鹿児島県薩摩川内市
		狭小住戸集合住宅税	東京都豊島区
		空港連絡橋利用税	大阪府泉佐野市
	法定外目的税	道府県税	産業廃棄物税等 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物税 ・産業廃棄物処理税 ・産業廃棄物埋立税 ・産業廃棄物処分場税 ・産業廃棄物減量税 ・循環資源利用促進税
宿泊税			東京
乗鞍環境保全税			岐阜
市町村税		山砂利採取税(注5)	京都府城陽市
		使用済核燃料税	新潟県柏崎市
		遊漁税	山梨県富士河口湖町
		環境未来税	福岡県北九州市
		環境協力税	沖縄県伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村

注1 総務省ホームページ「地方税の概要」により作成。

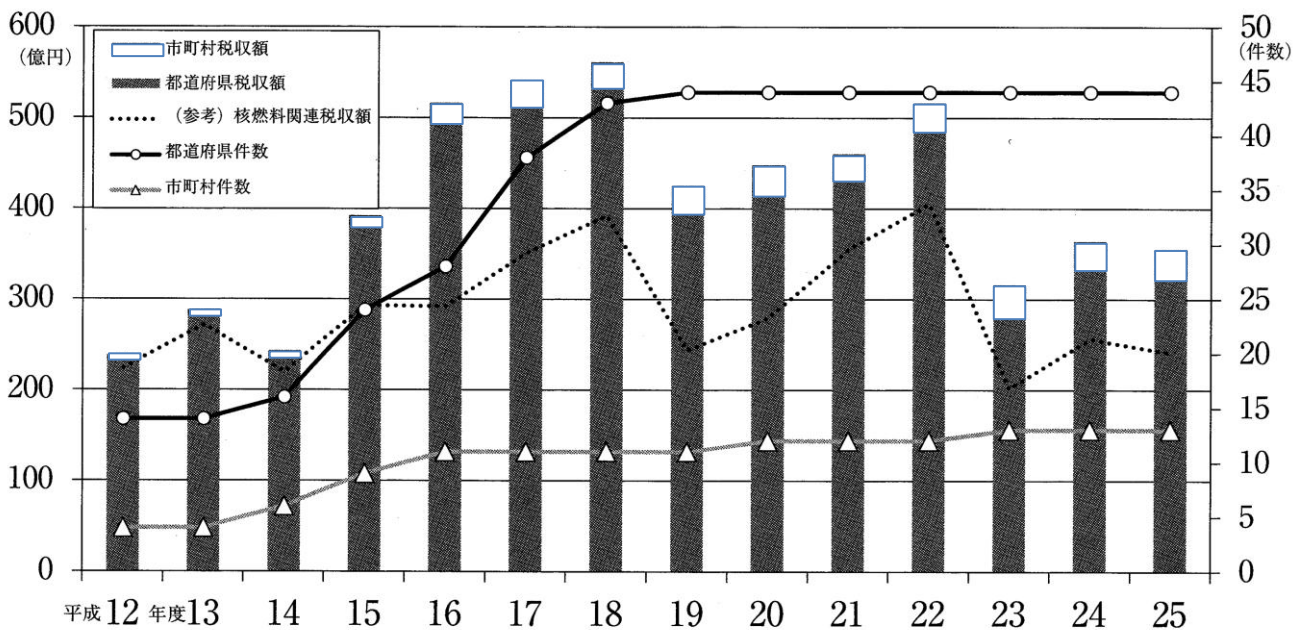
- 2 福島県核燃料税条例は、平成24年12月30日をもって失効している。(平成24年度の税収は約100万円)
- 3 神奈川県臨時特例企業税条例は平成21年3月31日をもって失効しているが、法人税の更正に伴う修正申告等により、平成24年度の税収が約200万円発生している。
- 4 神奈川県中井町砂利採取税条例は、平成24年5月31日をもって失効している。(平成24年度の税収は約100万円)
- 5 京都府城陽市山砂利採取税は、平成23年6月1日から法定外目的税として施行されている。

法定外税導入の時期

(年度)	核燃料関連		産業廃棄物関連		環境関連		その他	
	道府県税	市町村税	道府県税	市町村税	道府県税	市町村税	道府県税	市町村税
昭和43年						1		
昭和47年							1	
昭和51年	1					1		
昭和53年	2							
昭和54年	1							
昭和55年	2							
昭和57年						1		
昭和58年	2							
昭和59年	1							
昭和63年	1							
平成3年	1							
平成4年	1							
平成13年						1		
平成14年			1				1	
平成15年		2	7	1	1	1		
平成16年			3			1		
平成17年			10			1		
平成18年			5					
平成19年			1					
平成20年						1		
平成23年						1		
平成24年								1
計	12	2	27	1	1	9	2	1

注 総務省ホームページ「法定外税の概要」より作成。

法定外税の件数及び税収額の推移



(注) 税収額については各年度の決算額、件数は決算を計上した団体数を挙げています。
核燃料関連税収額は、核燃料税、核燃料等取扱税、核燃料物質等取扱税、使用済核燃料税の合計額である。

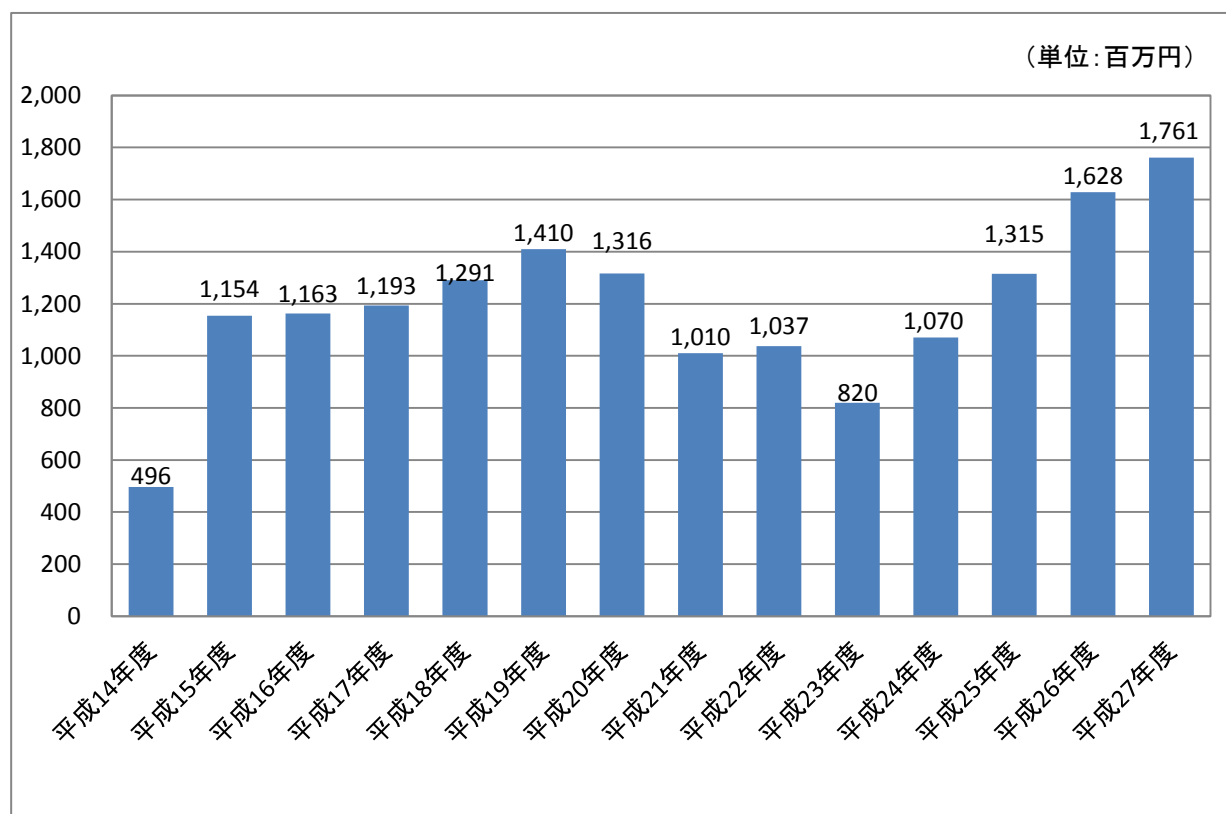
注 「地方税 平成27年度4月号」(地方財務協会)より作成。

宿泊税の概要

資料25

区分	具体的内容
目的等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、ホテル又は旅館の宿泊者に一定の負担を求める法定外目的税として創設
納税義務者	都内のホテル又は旅館の宿泊者
課税免除	宿泊料金1人1泊 1万円未満の宿泊
税率	宿泊料金1人1泊 1万円以上1万5千円未満の宿泊 ……100円 宿泊料金1人1泊 1万5千円以上の宿泊 ……200円
徴収方法	ホテル又は旅館による特別徴収
税収使途	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
実施時期	平成14年10月1日

宿泊税の都税収入額の推移



注 平成25年度までは決算額、平成26年度は補正後予算額、平成27年度は当初予算額である。